

2025年4月8日

各 位

会社名 総合警備保障株式会社
代表者名 代表取締役グループCOO 栢木 伊久二
(コード番号2331 東証プライム)
問合せ先 経営企画部IR室長 古賀 基継
(TEL. 03-3423-2331)

従業員持株会向け譲渡制限付株式付与制度に基づく 自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、2025年4月8日開催の取締役会において、当社の創業60周年を記念して、従業員持株会向け譲渡制限付株式付与制度（以下「本制度」といいます。）に基づき、下記のとおり、総合警備保障従業員持株会（以下「本持株会」といいます。）を割当予定先として、譲渡制限付株式としての自己株式の処分（以下「本自己株式処分」又は「処分」といいます。）を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1 処分の概要

(1) 処分期日	2025年7月16日
(2) 処分する株式の種類及び数	当社普通株式 1,298,100株（注1）
(3) 処分価額	1株につき1,066.5円
(4) 処分総額	1,384,423,650円（注1）
(5) 処分方法 (割当予定先)	第三者割当の方法による (総合警備保障従業員持株会 1,298,100株) なお、本持株会に加入する当社及び当社の子会社の従業員のうち本制度に同意する各従業員からの、付与株式数の一部申込みは受け付けないものとします。

(注1) 「処分する株式の種類及び数」及び「処分総額」は、本制度の適用対象となり得る最大人数である、当社及び当社の子会社の従業員12,981人に対して、それぞれ100株を付与するものと仮定して算出した最大数であり、本自己株式処分の処分する株式の数及び処分総額は、本持株会未加入者への入会プロモーションや本制度に関する同意確認が終了した後の、本持株会に加入する当社及び当社の子会社の従業員のうち、本制度に同意する従業

員（以下「対象従業員」といいます。）の数に応じて確定する見込みです。

2 処分の目的及び理由

当社は、2025年7月に創業60周年を迎えることを記念して、当社及び当社の子会社の従業員の日頃の貢献に感謝の意を表すること、対象従業員の福利厚生増進策として、本持株会を通じた当社が発行又は処分する譲渡制限付株式（当社普通株式）の取得機会を創出することによって、対象従業員の財産形成の一助とすること、また当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを対象従業員に与えるとともに、対象従業員が当社の株主との一層の価値共有を進めることを目的として、本制度を導入しました。

なお、本制度の概要等につきましては、以下のとおりです。

【本制度の概要等】

本制度においては、当社及び当社の子会社から対象従業員に対し、1名につき100株を譲渡制限付株式として付与するための特別奨励金として、金銭債権（以下「本特別奨励金」といいます。）が支給され、対象従業員は本特別奨励金を本持株会に対して拠出することとなります。そして、本持株会は、対象従業員から拠出された本特別奨励金を当社に対して現物出資することにより、譲渡制限付株式としての当社普通株式の発行又は処分を受けることとなります。

本制度により、当社普通株式を新たに発行又は処分する場合において、当社普通株式の1株当たりの払込金額は、その発行又は処分に係る各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、本持株会（ひいては対象従業員）にとって特に有利な金額にならない範囲において取締役会にて決定いたします。

当社及び本持株会は、本制度による当社普通株式の発行又は処分に当たっては、①一定期間、割当てを受けた株式に係る譲渡、担保権の設定その他の処分を禁止すること（以下「譲渡制限」といいます。）、②一定の事由が生じた場合には割当てを受けた株式を当社が無償取得することなどをその内容に含む、譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結いたします。また、対象従業員に対する本特別奨励金の支給は、当社と本持株会との間において本割当契約が締結されること等を条件として行われることとなります。

また、対象従業員は、本持株会に係る持株会規約（注2）に基づき、本持株会が発行又は処分を受けて取得した譲渡制限付株式に係る自らの会員持分（以下「譲渡制限付株式持分」といいます。）については、当該譲渡制限付株式に係る譲渡制限が解除されるまでの間、当該譲渡制限付株式持分に対応した譲渡制限付株式を引き出すことが制限されることとなります。

（注2）本持株会は、取締役会決議日以降速やかに開催される本持株会の理事会において、本自己株式処分を受けるに先立って、本制度に対応した、本持株会規約の改定を決議予定であり、当該改定は、理事会開催日から起算して2週間を経過し、本持株会の会員からの異議が本持株会の会員数の3分の1以下の場合に効力が発生する予定です。

本自己株式処分においては、本制度に基づき、割当予定先である本持株会が対象従業員から拠出された本特別奨励金の全部を現物出資財産として払い込むことで、本持株会に対して、当社普通株式（以下「本割当株式」といいます。）を処分することとなります。本自己株式

処分において、当社と本持株会との間で締結される本割当契約の概要は、下記「3 本割当契約の概要」のとおりです。本自己株式処分における処分する株式の数は、上記1の（注1）に記載のとおり後日確定する見込みですが、1,298,100株を最大数として本持株会に対して処分する予定です。なお、本自己株式処分による株式の希薄化規模は、かかる最大数を前提とした場合、2024年9月30日現在の発行済み株式総数510,200,210株に対し0.25%（小数点以下第3位を四捨五入。割合の計算において以下同じ。）であり、2024年9月30日現在の総議決権個数4,849,704個に対し、0.27%です。

なお、本自己株式処分は、処分期日の前日までに改定された本持株会規約の効力が発生していること、並びに申込期間に当社と本持株会との間で本割当契約が締結されることを条件として行われます。

3 本割当契約の概要

（1）譲渡制限期間

2025年7月16日（払込期日）から2028年6月1日まで

（2）譲渡制限の解除条件

対象従業員が譲渡制限期間中、継続して、本持株会の会員であったことを条件として、当該条件を充足した対象従業員の有する譲渡制限付株式持分に応じた数の本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって、譲渡制限を解除します。この場合、当社は、本持株会に対して、譲渡制限の解除を行う旨及び譲渡制限の解除を行う本割当株式の数を伝達するものとし、本持株会は、本持株会規約の定めに従い、当該条件を充足した対象従業員の有する譲渡制限付株式持分のうち譲渡制限が解除される本割当株式に応じた部分について、当該条件を充足した対象従業員の有する譲渡制限付株式持分以外の会員持分（以下「通常持分」といいます。）に振り替えるものとします。

（3）本持株会を退会した場合等の取扱い

対象従業員が、譲渡制限期間中に、定年その他の正当な事由（自己都合によるものはこれに含まれません。）により本持株会を退会（会員資格を喪失した場合又は退会申請を行った場合を意味し、死亡による退会も含みます。）した場合には、当該対象従業員が本持株会を退会することに伴う精算が行われる日の属する月の前月10日（同日が営業日でないときは直前営業日とし、以下「精算解除日」といいます。）をもって、精算解除日において当該対象従業員の有する譲渡制限付株式持分に応じた数の本割当株式の数に、払込期日を含む月の翌月から精算解除日を含む月の前月までの月数を本譲渡制限期間に係る月数35で除した数を乗じた数の本割当株式につき、譲渡制限を解除します。ただし、対象従業員が、譲渡制限期間中に、業務上の理由により当社及び当社子会社以外の組織に出向することに伴い、本持株会を退会した場合には、精算解除日をもって、精算解除日において当該対象従業員の有する譲渡制限付株式持分に応じた数の本割当株式の全部につき、譲渡制限を解除します。

また、対象従業員が、譲渡制限期間中に、業務上の理由により海外に赴任する場合には、当社又は当社子会社から対象従業員に対して当該赴任を発令した日が属する月の翌月10日（同日が営業日でないときは直前営業日とする。）をもって、当該日において当該対象従業員の有する譲渡制限付株式持分に応じた数の本割当株式の全部につき、譲渡制限を解除します。

(4) 当社による無償取得

当社は、譲渡制限期間が満了した時点又は上記（3）で定める譲渡制限期間解除時点の直後をもって、譲渡制限が解除されない本割当株式について、当然に無償で取得します。この場合、当社は、本割当株式の無償取得を行う旨及び無償取得を行う本割当株式の数を本持株会に伝達するものとし、本持株会は、本持株会規約の定めに従い、当該時点において対象従業員の有する譲渡制限付株式持分のうち当該無償取得が行われる本割当株式に応じた部分について、控除するものとします。

(5) 株式の管理

本割当株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、本持株会が大和証券株式会社に開設した専用口座で管理されます。また、本持株会は、本持株会規約の定めに従い、譲渡制限付株式持分について、通常持分と分別して登録し、管理します。

(6) 組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、取締役会の決議により、当該承認の日において本持株会の保有に係る本割当株式のうち、対象従業員の有する譲渡制限付株式持分に応じた数の本割当株式数の全部について、当該組織再編等の効力発生日の前営業日の直前時をもって、譲渡制限を解除します。

4 処分価額の算定根拠及びその具体的内容

割当予定先である本持株会に対する本自己株式処分は、譲渡制限付株式付与のために対象従業員に支給され、対象従業員から本持株会に対して拠出される本特別奨励金を出資財産とする現物出資の方法により行われるものです。処分価額につきましては、恣意性を排除した価額とするため、2025年4月7日（取締役会決議日の前営業日）の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値である1066.5円としております。これは、取締役会決議日直前の市場株価であり、合理的で、かつ特に有利な価額には該当しないものと考えております。

なお、この価額の東京証券取引所プライム市場における当社株式の終値平均からの乖離率（小数点以下第3位を四捨五入）は次のとおりとなります。

期間	終値平均（円未満切り捨て）	乖離率
1ヶ月（2025年3月10日～2025年4月7日）	1,121円	△ 4.86%
3ヶ月（2025年1月8日～2025年4月7日）	1,081円	△ 1.34%
6ヶ月（2024年10月8日～2025年4月7日）	1,084円	△ 1.61%

2025年4月8日開催の取締役会に出席した監査役4名全員（うち社外監査役3名）は、上記処分価額について、本自己株式処分が本制度の導入を目的としていること、及び処分価額が取締役会決議日の前営業日の終値であることに鑑み、割当予定先である本持株会に特に有利な処分価額に該当しないと当社が判断した過程は合理的であり、かかる判断については適正である旨の意見を表明しています。

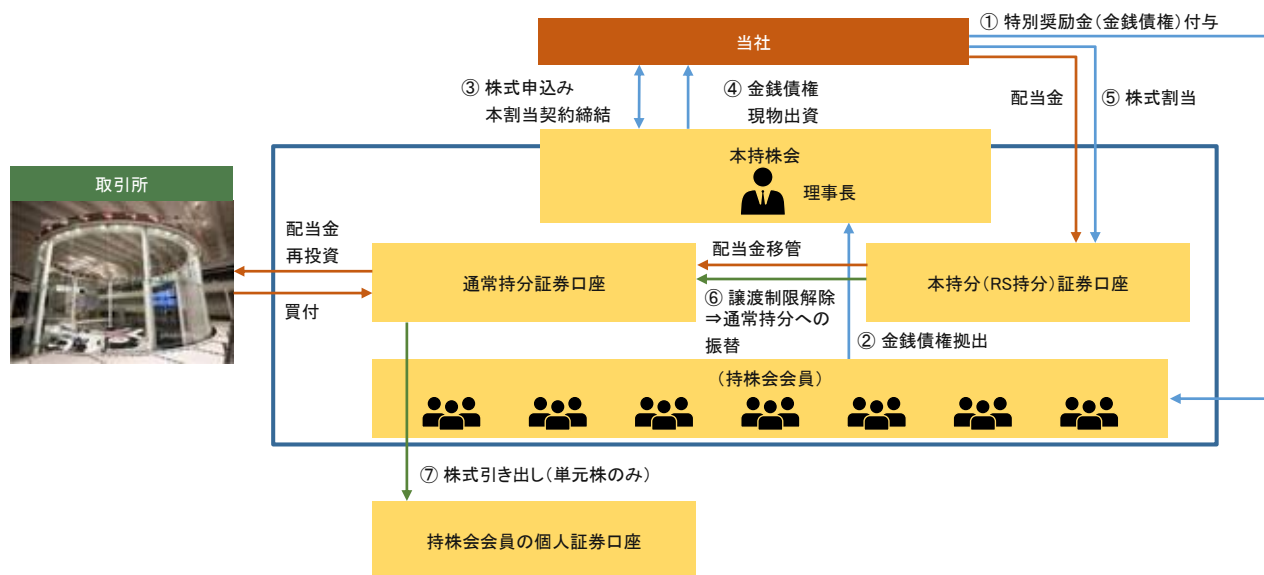
5 企業行動規範上の手続に関する事項

本自己株式処分は、①希薄化率が25%未満であること、②支配株主の移動を伴うものではないことから、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条に定める独立した第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続きは要しません。

(ご参考)

【本制度の仕組み】

- ① 当社又は当社子会社は、対象従業員に対して特別奨励金として金銭債権を支給します。
- ② 対象従業員は、当社又は当社子会社から支給された金銭債権を本持株会に拠出します。
- ③ 本持株会は、当社に対して株式の申込みを行い、当社との間で本割当契約を締結します。
- ④ 本持株会は、各対象従業員から拠出を受けた金銭債権を一括して当社に現物出資します。
- ⑤ 当社は、本割当株式を本持株会に割り当てます。
- ⑥ 本持株会は、譲渡制限期間の満了後に、その規約の定めに従って、対象従業員の保有する本持分のうち譲渡制限が解除された本割当株式に応じた部分について、通常持分に振り替えます。
- ⑦ 対象従業員は、上記⑥の振替後には、本持株会の規約の定めに従って、本割当株式を自己の証券口座に引き出すことができます。



以上